平成30年12月21日 第12053号

十成50十12月21日																	M1 2	0007
	0		0	完	0	の	0	0	の	0		0	0	0				 起
	選 挙		落 札	完 了	公共	完了	開発	土地	縦覧	大規		土地	知 事	指 定			j j	利
	権を		者 等		施設		許可	改 良		模 小		収 用	指 定	居宅サ			1	Ц
	有する	選挙	の決定		に係る		を受け	事業施		売店舗	公公	法に基	薬物の		【 告	目		
	有する者の	選挙管理委員会】	足		る開発		り た 開	行 認		神に関		づく	指定	ビ ス の	н		<u> </u>	長公段
		委員			発行為		発 行	可 申		する	告】	事業		事業	示】	次	1	
	総数の三分の	会			に関す		為に即	請の紛		市町は	_	の 認		の廃				
	ガ の 一				す る 工		関する	縦覧		村等の		定		止			4	极
	の 数				事の		工事			意見							Ž	<u> </u>
	選		教		"		建	耕		経		監	医	指			í	<b>举</b> 亍
	挙 管		育委				築 指	地課		営 支		理課	薬安	導 監		担 当	1	到 山
	理委员		員会				導 課			援課			全課	查 室		課	ļ	₹
	委員会															室)	*	7
																		目
																		次
																		担当
																		課(室
																		王)
																		1

## ◎岡山県告示第六百三十七号

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第七十五条第二項の規定により、 次のとお

指定居宅サー ビスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成三十年十二月二十一日

太

事業所の名称及び所在地

寿光園訪

2

岡山県浅口市金光町下竹一七七五-

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人寿光会

所在地

岡山県浅

口市

金光町下竹

一七七五—

廃止年月日

平成三十年十二月三十

介護保険事業所番号

兀

三三七二七〇〇二四九

五.

# 岡山県告示第六百三十八号

山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例 という。)第十二条第一 項の規定により、 (平成二十七年岡山県条例第十七 知事指定薬物を次のとおり

平成三十年十二月二十一日

山県知

原

木

太

知事指定薬物の

回 ル (通称名二五E ・エチル 五. N ВОН -キシフ  $\frac{-}{C}$ Е = N B O H 工 ーチル] 及びその塩

3 2  $\equiv$ (通称名 N P C 及びその Н Н  $\mathbf{x}$ ・ンダゾ P ル 及びその塩類 (通称名三 カル ボキ Η

指定の理由

条例第二条第七号に規定する薬物に該当し、 れるため 県内に お て濫用されるおそれがある

の告示は、 平成三十年十二月二十二日から施行する。

# 岡山県告示第六百三十九

より、 収 用法 (昭 和二十六年法律第二百十 業を認定した。 ·九号。 下 法 という。) 第二十条の規定

成三十年十二月二十

 $\mathcal{O}$ 

伊 原 木 太

起業者

事業の

やか げ 宿 仮 称) 振興施設 |整備事

収用

 $\mathcal{O}$ 

Ш

小

町

矢掛字元町

分

業の

認定をし

法第二十条第一号の

の駅やかげ (仮称) う <u>。</u>

地

興施設整備事業

以下

「本件事

法第三条第三十二号に掲げ 玉 地方 公共団体が設 置する 公園 緑地、

運動場、 墓地、 市場その他公共の 供する施設」 に該当する施設を整備する事

であるため、 法第二十条第 一号の 要件 を充足すると判断される。

法第二十条第二号の 要件 の適合性につ

措置を講じてい れた事業とし 本件事業の起業者である矢掛町 ることから、 て実施するも ので 本件事業を遂行するため あ は、 ŋ 本件事業を第六次 また、 本件事業に要する経費  $\mathcal{O}$ 、矢掛町 充分な意思と能 E 画 0 でを有 位置付 て

ると認められるため、 法第二十条第二号の 要件を充足すると判断さ れ

法第二十条第三号の 要件 の適合性につ

(1)本件事業の施行により得 られ る利益に っつい ては、 ウ

ピ

ス

整備され、 旧山 I陽道の 歴史的 な 並み及び 町並み観光  $\mathcal{O}$ 中 であ る商

訪者

の誘導を促進するほ 来訪者に 対対 特産 R

を行う ょ 更なる交流 П 増 加 义

に相当の寄与が 見込ま

また、 て は、 す んる道  $\mathcal{O}$ 予定地

7 最適となる案を採用 ること、 できることを条件とし 便 町 が高 店街 て 11 いこと、 市 街地 ④ 経済的 て複数 0 親光施 0 に安価 に近接 地 で地域 に 0 て検討を行 振興施設 て ること、 0

- (2)びに起業地及 成九年法律第八 軽微なも 文化財等が見受け び起業地周 のと考えら 号) 失わ 辺 られ の土 れ よる環境影響評 地利 な る利益に 用状況 ことから、 0 から V 7  $\mathcal{O}$ は、本件事業が 対象事業とな 0 業の施行 ため特別 0 処置を講ずべ 失われる
- (3)件事業の施行によ (1)本件事業は法第二十条第三号の で述べた得られる利益と2で述べ 得ら れる利益が 要件 · 失わ 失わ を充足すると判 利益に優越すると認め れる利益とを比 断 比較衡量 れ れること
- 用に恒久的 に施行される 本件事業に 供 9 き事業であ ては、 n る範囲にとど 県  $\mathcal{O}$ ると 道  $\mathcal{O}$ め 認 駅整備計 6 め られる。 ħ てい 画に

法第二十条第四号の

要件

の適合性

2

5 理的 んると判 から で 4まで 断さ れ 述 れる。 ベ たように、 たが 本件事業は、 0 本件事業は、 ることから、 また、 法第二十条各号 合わせた事業実施が必要で 収 法第二十条第四 用 の範 収用  $\mathcal{O}$ は全て本 囲に : を 充 0 要件 足すると 件 あ =事業の  $\mathcal{T}$ 

以上に 本件 :事業に 0 い て、 法第二十条 0 規定に n 業の 認定をした

断

だされ

法第二十六条の二第二 項  $\mathcal{O}$ 規定に よる図 面

五.

とおり 五 七 町 であ 村 から聴 大規模小売店舗立地法 取 同条第三項 た意見及び同条第二項 の規定に (平成十年法律第九十 の規定により これらの意見を縦覧に供する 述べられた意見 号) 第八条第一 0 項の 概要は、 規定に

平成三十年十二月二十一日

[県知 事

太

意見 の対象とな

平成三十年八月 十月 公布岡山県公告 (大規模小 売店  $\mathcal{O}$ 変更の 届出  $\mathcal{O}$ 縦覧)

高崎店に関する平成三十年九月二十

 $\mathcal{O}$ 

変更に係る大規模小売

変更の届出

公告されたザグザグ

大規模小売店舗  $\mathcal{O}$ 名称及 U 所在地

ザグザグ高崎店

所在地 玉野市東高崎字船津二五番地 兀 九 ほ

カン

意見の概要

市町村から聴取 た意見

(1) 当該店舗は 振動 特定施設で は な 11 が 可能 な限

住民に配慮すること。

(2)舗利用者 .西側 入 に隣接する玉野市道 に伴 市道通: 行者 (東高 の安全確保に留 崎五 九号線) 意  $\mathcal{O}$ 必要に応じ 出車 一両及び

講ずること。

2 市町 村 区域内に 居住す っる 者等 か ら述べ れた意見

覧の 縦覧 及び

1

平成三十年十二月二十 日 から平成三十 日まで

2

県産業労働部

五 七 九〕土地改良法 項 あ 0 0 規定により、 た新規土地改良事業の施行につい (昭和二十四年法律第百九十五号) 第四十八条第一 その申請を適当と決定したので、 て、 同条第九項におい 関係書類を次 て準 項の のとおり縦覧 用する同法第 規定によ

て十五日以内に岡 こ の 公告に係る決定に対 前県民局長に申し出ることができる。 て異議がある者は、 縦覧  $\mathcal{O}$ 期間 了  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 翌 日 か ら起算

平成三十年十二月二十

木

太

児島湾土地改良

西七区支線125 西七区支線123 西七区支線

79 号

(農地耕作条件改善

(農業用

水施設)

縦覧に供する書類

三

土地改良区定款

兀

平成三十年十二月二十 日 から平成三十 年

月十

日まで

五. | 覧の場所

山県備前県民局農林水産事業部

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。 五八 0 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

平成三十年十二月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 大

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

四〇四 総社市井尻野字橋本一 字河原田一六七八一 茧

莊 四〇一-二地先道、

一三地先まで道

総社市北溝手二三五 ニュー 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の

株式会社エンスイエ

1.表取締役 難波 典

1

る開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、 五八 の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ 公共施設に関する工事が完了した。

平成三十年十二月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 七

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井尻野字橋本一 匹 兀 匹、 茧

玉

- 一三地先まで道

二公共施設の種類

道路、下水道、公園

開発登録簿記載のとお

は、

におい

総社市北溝手二三五

許可を受けた者の所

在

株式会社エンスイ工業

表取締役 難波 豊

作<br />
君耳糸径<br />
英波

五 許可番号

岡山県指令建指第一四二

五.

年政令第三百七十二号)に基づき、 五 八三 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 特定調達契約につき、 次のとおり落札者等を決定し (平成七

平成三十年十二月二十一日

岡山県知 伊

原

木

太

の名称及び数量

図書館で使用する電気

使用予定電 力量七、 五七九、三三八キ 口 ワ 時 (三年間)

平成三十一年一月一 日から平成三十三年十二月三十 日まで

岡山県立図書館総務 メディア課 三

契約に関する事務を担当する課等の

名称及び所在地

兀 落札者を決定した日 山市北区丸の内二丁目六番三〇号

成三十年十二月四日

の氏名及び 住所

中国電力株式会社

広島県広島市中区 小 町

六 落札金額

六四九、 六六二円 (うち消費税額及び 地方消費税の 額 九三七、

七 契約の 相手方を決定した手続

般競争入札

八 入札公告日

平成三十年十一月二十日

# ◎岡山県選管告示第七十二号

(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十九条第二項に規定する岡山海区漁

業調整委員会の委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、 七〇九である。

平成三十年十二月二十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長

泰

原健

建補